

第103回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 次 第

日 時：令和4年4月8日（金）15時00分～
場 所：県庁本館12階 大会議室

議 題

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について
3. その他

香川県の現状

【1/13～ 感染拡大防止対策期（レベル2）】

直近1週間の 累積新規感染者数		先週1週間の 累積新規感染者数	
4月7日現在	4月6日現在	4月7日現在	4月6日現在
2057人	2109人	2105人	2083人

4月 累積新規感染者数		3月 累積新規感染者数
4月7日現在	4月6日現在	
2057人	1769人	10980人

指 標		4月7日現在	4月6日現在
医療提供体制	①医療のひっ迫具合 (確保病床使用率)	24.8% <入院患者66人/病床266床>	26.3% <入院患者70人/病床266床>
	② // (重症確保病床使用率)	6.7% <重症者数2人/病床30床>	6.7% <重症者数2人/病床30床>
	③療養者数 (対人口10万人)	10万人当たり 258.8人 <2459人 [入院106人、宿泊療養等2353人]>	10万人当たり 271.8人 <2583人 [入院115人、宿泊療養等2468人]>
感染状況	④直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 216.5人 <直近1週間(4/1～4/7) 2057人>	10万人当たり 221.9人 <直近1週間(3/31～4/6) 2109人>

感染拡大防止対策期	緊急事態対策期
レベル2	レベル3
20%以上	50%以上
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 40人以上
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 30人以上

香川県の感染者の状況等 (R3.12.27~R4.4.6発生分) n=27,003人

○性別

男	13488人	50%
女	13515人	50%
計	27003人	100%

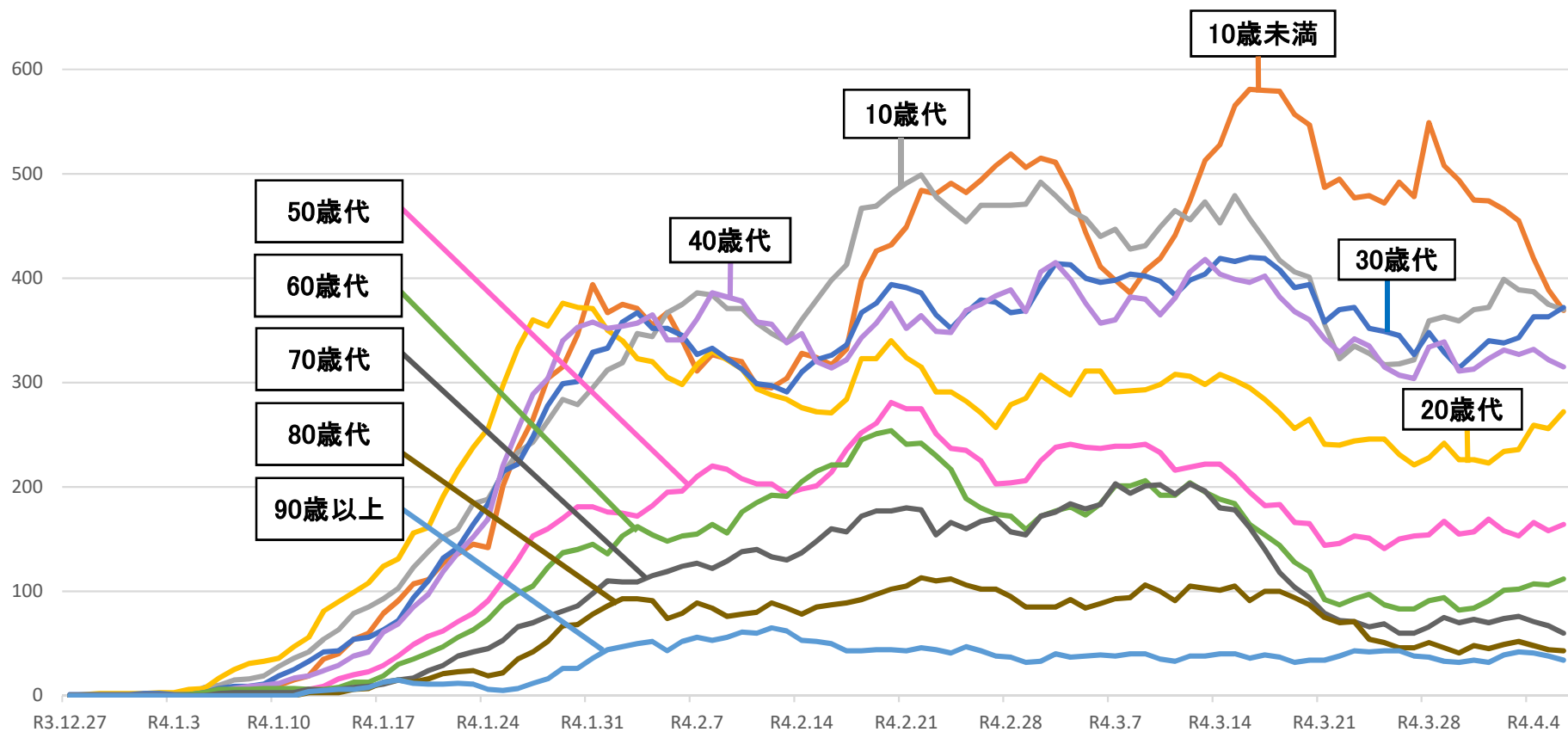
○年代

10歳未満	4704人	17%
10歳代	4416人	16%
20歳代	3416人	13%
30歳代	3994人	15%
40歳代	3908人	14%
50歳代	2172人	8%
60歳代	1730人	6%
70歳代	1373人	5%
80歳代	851人	3%
90歳以上	439人	2%
計	27003人	100%

○居住地

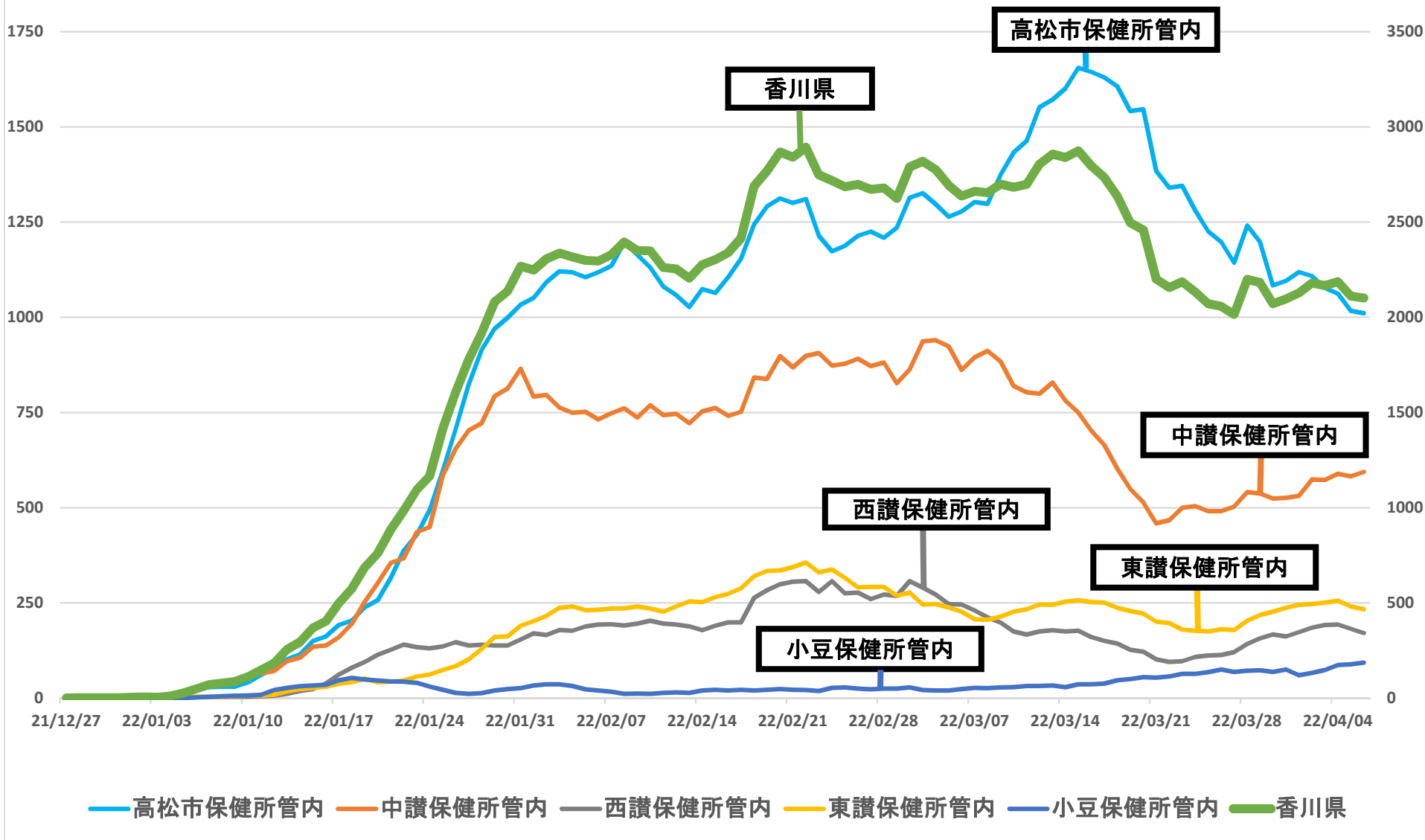
高松市	13385人	49.6%	東讃管内	2590人	(9.6%)
中讃管内	8237人	(30.5%)	さぬき市	1309人	4.8%
丸亀市	3658人	13.5%	東かがわ市	532人	2.0%
坂出市	1623人	6.0%	三木町	717人	2.7%
善通寺市	848人	3.1%	直島町	32人	0.1%
宇多津町	681人	2.5%	西讃管内	2190人	(8.1%)
綾川町	467人	1.7%	観音寺市	907人	3.4%
琴平町	204人	0.8%	三豊市	1283人	4.8%
多度津町	440人	1.6%	小豆管内	488人	(1.8%)
まんのう町	316人	1.2%	土庄町	224人	0.8%
			小豆島町	264人	1.0%
			県外	113人	0.4%
			国外	0人	0.0%
			計	27003人	100.0%

年代別：直近1週間の累積新規感染者数の推移 (R3.12.27~R4.4.6)



- 10歳未満
- 10歳代
- 20歳代
- 30歳代
- 40歳代
- 50歳代
- 60歳代
- 70歳代
- 80歳代
- 90歳以上

保健所管内別：直近1週間の累積新規感染者数の推移 (R3.12.27~R4.4.6)

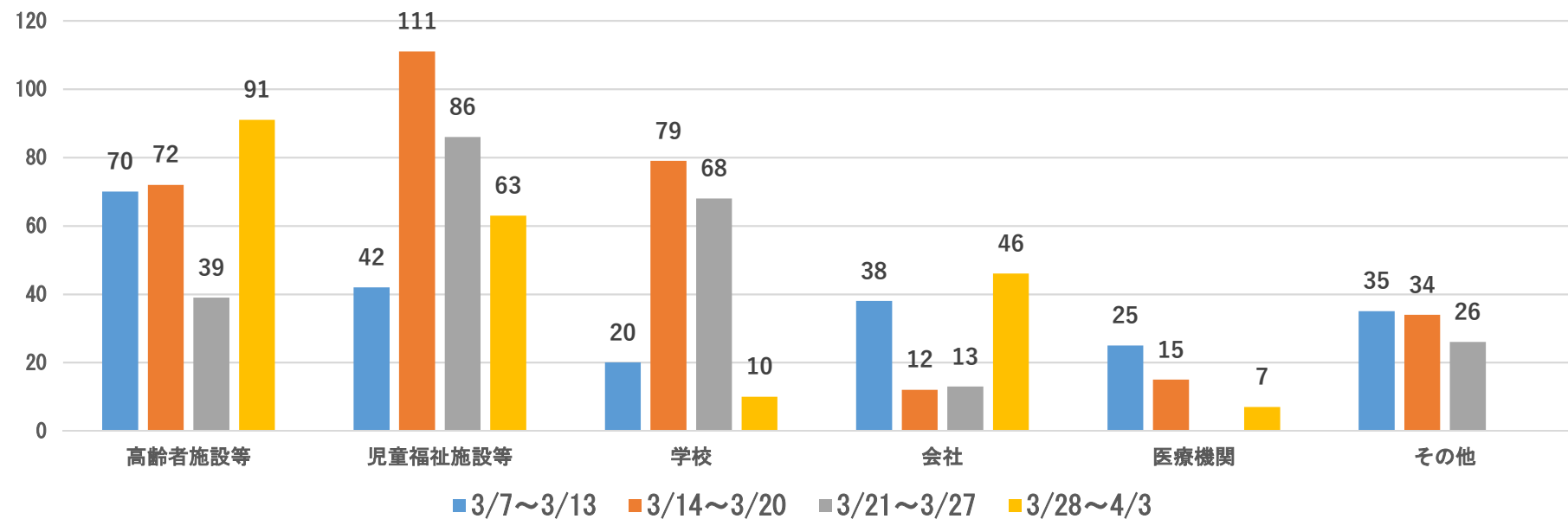
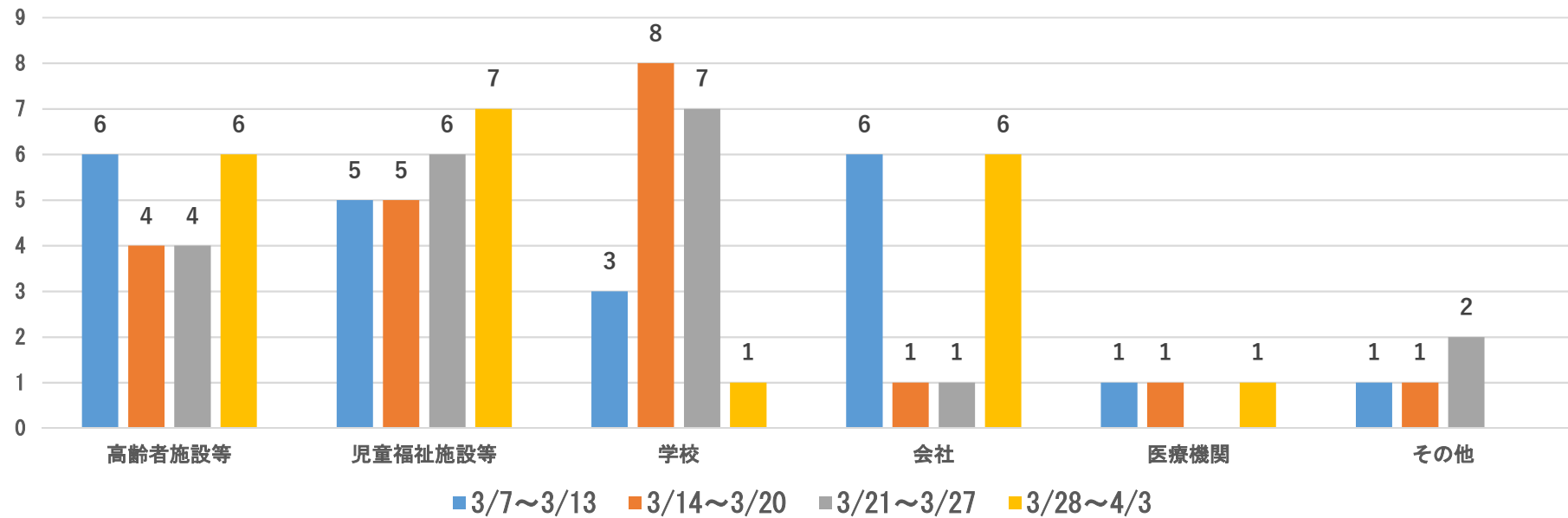


※香川県は右軸を参照

週ごとのクラスター発生状況 (R4.3.7~R4.4.3)

上：件数

下：人数 (4月6日までの感染者を含む)



知事から「感染拡大防止対策期」における県民の皆さまへのお願い ～ 新年度も引き続き感染防止の取組みの徹底を！ ～

現下の全国的な感染状況については、新規感染者数が増加傾向にある地域が多くなっており、この増加傾向がリバウンドにつながっていくかどうか慎重な評価が必要な状況となっています。

本県においては、新規感染者数が300人台で推移し、ほぼ横ばいの状況となっていますが、30歳代までの若い世代の感染者が全体の約6割と多く、ほとんどの方が無症状か軽症であるため、直近における医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率は30%を下回り、重症確保病床使用率も10%を下回って推移していることから、医療提供体制が十分に確保され、医療が必要な方に適切な対応ができている状況にあるものと考えています。

しかしながら、オミクロン株の非常に強い感染力から、依然として、児童福祉施設等や高齢者施設等において、クラスターが発生しており、引き続き、高い警戒態勢を維持していく必要があることを踏まえ、本県の対策期については、現行の「感染拡大防止対策期」を4月24日まで継続することといたします。

こうした施設などにおいて、速やかに感染の連鎖を断ち切り、特に重症化リスクの高いご高齢の方や、基礎疾患のある方の重症化を抑え、医療への負荷を軽減していくため、各施設の職員の皆さまやご利用されているご家族の皆さまには、必要な感染防止対策の徹底を、改めてお願いいたします。

【児童福祉施設等、高齢者施設等における感染対策徹底のお願い】

- ・ 職員や児童・利用者の体調観察の徹底

職員は体調に異変を感じたら、まずは施設に報告
職員は休む勇気を、施設は休ませる配慮を

- ・ 職員が一堂に集まる機会を避ける
- ・ こまめな換気、消毒（ドアノブ、手すりなど複数人が触る共用部分すべて）の徹底
- ・ マスクや手袋など感染防護具の使用方法的再確認
- ・ 児童・利用者のご家族の方も感染防止対策の徹底

また、事業所などの職場においても、依然としてクラスターが発生していることから、事業者の皆さまにも、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底をお願いしたいと思います。

【事業所における感染対策徹底のお願い】

- ・在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得、時差出勤、自転車通勤、昼休みの時差取得など、人と人との接触を低減
- ・ドアノブ、手すりなど複数人が触る共用部分すべての消毒を徹底
- ・休憩室、更衣室、喫煙所など「居場所の切り替わり」では、会話時のマスク着用や「三つの密」の回避・消毒などを徹底
- ・従業員の体調管理（検温や有症状者の出勤抑制等）の徹底
- ・出張による従業員の移動を減らすため、テレビ会議を活用
- ・食堂、社員寮などの集団生活の場での感染対策を徹底（手洗いや手指消毒、会話時のマスク着用など）
- ・感染者や濃厚接触者の多数発生に備え、事業継続計画（BCP）を作成・点検

県民の皆さまには、引き続き、大切な家族や友人、仲間に感染させることがないように、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「不織布マスクの着用」などをはじめとした基本的な感染防止策の徹底に加えて、特に、オミクロン株の特徴を踏まえ、家庭内においても、定期的な換気やこまめな手洗いの徹底などをお願いいたします。

また、重症化リスクの高いご高齢の方や基礎疾患のある方については、いつも会う人と少人数で会うなど、感染リスクを減らす取組みを徹底していただくようお願いいたします。

児童生徒や保護者の皆さま、教育関係者の皆さまにも、新年度の始業後も、引き続き、感染防止対策の徹底について、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、ワクチンの追加接種（3回目）について、接種に使用されるファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンは、どちらも、発症や重症化を予防する効果が確認されており、初回接種と異なるワクチンを接種する交差接種についても、十分な効果と安全性が確認されています。

3月下旬からは、12歳から17歳の方への追加接種も開始されています。

必要なワクチンは十分に供給されており、円滑に予約し、接種できるようになっておりますので、希望される方は、早めに予約、接種をお願いいたします。

各市町においても、各種媒体を活用した広報の強化など、追加接種の速やかな完了に向けた取組みを、引き続きお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありません。

また、ワクチン接種は、強制ではなく、御本人が納得した上でご判断いただくもので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしてはいけません。

引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようあわせてお願いいたします。

一日も早く日常生活や経済社会活動を回復できるよう、国、各市町とも連携し、感染拡大の抑止とともに、保健医療提供体制の確保を通じて、県民の皆さまの健康、暮らしを守れるよう全力で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

令和4年4月8日

香川県知事 浜田 恵造

児童福祉施設等・高齢者施設等における 感染対策徹底のお願い

- 職員や児童・利用者の**体調観察**の徹底

職員は体調に異変を感じたら、まずは施設に報告
職員は**休む勇気**を、施設は**休ませる配慮**を

- 職員が一堂に集まる機会を避ける
- こまめな換気、**消毒**（ドアノブ、手すりなど複数人が触る**共用部分すべて**）の徹底
- マスクや手袋など感染防護具の使用方法的再確認
- 児童・利用者のご**家族の方**も感染防止対策の徹底

事業所における感染対策徹底のお願い

- 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得、時差出勤、自転車通勤、昼休みの時差取得など、**人と人との接触を低減**
- **ドアノブ、手すりなど複数人が触る共用部分すべての消毒を徹底**
- 休憩室、更衣室、喫煙所など「**居場所の切り替わり**」では、会話時のマスク着用や「**三つの密**」の回避・**消毒**などを徹底
- 従業員の**体調管理**（検温や有症状者の出勤抑制など）の徹底
- 出張など従業員の移動を減らすため、**テレビ会議**を活用
- 食堂、社員寮などの**集団生活の場**での感染対策を徹底（手洗いや**手指消毒**、会話時のマスク着用など）
- 感染者や濃厚接触者の多数発生に備え、**事業継続計画（BCP）**の作成、点検

**感染拡大防止対策期における
対策について
(1月13日～4月24日)**

令和4年4月8日

香 川 県

1 県民への協力要請①（法第24条第9項）

- 「新しい生活様式」の定着に向け、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止策を徹底するよう協力要請
- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう協力要請
- 外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動するよう協力要請
【別添1】（省略）：気をつけていただきたいこと
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛するよう協力要請
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力要請
- 感染に不安を感じる無症状者に、ワクチン接種者を含めて検査を受けるよう協力要請

1 県民への協力要請② (法第24条第9項)

- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請
- 会食や飲み会をする際には、2時間以内とし、「マスク会食」や座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請
※認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店で、対象者全員検査を実施した会食は除く
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用するよう協力要請
【別添2】(省略)：業種別ガイドライン
- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCCA)」を積極的にインストールするよう協力要請
【別添3】(省略)：新型コロナウイルス接触確認アプリ

2 事業者への協力要請等①（法第24条第9項等）

- 業種別ガイドライン等を遵守するよう協力要請
【別添2】（再掲）：業種別ガイドライン
- 県が策定した適切な感染防止策に基づき、感染防止策の徹底を図るよう協力要請
【別添4】（省略）：今後における適切な感染防止策
【別添5】（省略）：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
- 感染防止策を徹底していることを示す様式を掲示するよう協力要請
【別添6】（省略）：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを推進するよう協力要請
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力するよう協力要請
- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証制度」の認証をとるよう協力依頼

2 事業者への協力要請等②（法第24条第9項等）

- 飲食店に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請
※認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店で、対象者全員検査を実施した会食は除く
- クラスター発生等の事態に備え、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続計画（BCP）を再確認（未策定の場合は、早急に策定）するよう協力要請

3 イベント等の開催（法第24条第9項）

- イベント等の開催については、国の基本的対処方針やイベント等の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、規模要件等に沿って開催するよう協力要請

また、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策を講じるよう協力要請

【別添7】（省略）：イベント等の開催に係る留意事項

4 県有施設等における対応

- 適切な感染防止策の徹底を図り、開園・開館
- 県主催の行事・イベントについても、適切な感染防止策の徹底を図った上で実施

5 県の対応

- 児童福祉施設等、高齢者施設等、医療機関、事業所などのクラスター防止対策を進める。
- 学校における感染防止対策を進める。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により接触機会の低減に取り組む。
- オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を講じる。

クラスター防止対策

資料 2 - 3

クラスターが多く発生している児童福祉施設等、高齢者施設等の対策を強化

＜新たな取組み＞

- 施設職員向けに、感染予防ゴーグルを配布:(高齢)
- 事前に抗原検査キットを施設に配布し、有症状の職員への検査を実施:(高齢)
- 施設職員向け、家庭向けの感染防止対策「実践例」のチラシを配布:(児童・高齢)
- 感染防止対策研修のフォローアップ研修の実施:(高齢)

＜継続する取組み＞

- 感染者が発生した施設に対し、抗原検査キットを配布:(児童・高齢)
- 感染対策の強化を希望する施設への個別指導の実施(現地、WEB):(児童・高齢)
- WEB等を活用した感染防止対策研修の実施:(児童・高齢)

＜これまでに実施した取組み実績＞

- 個別指導(感染管理認定看護師(ICN)の派遣)の実施 31件:(高齢)
- WEBによる研修の実施 3月28日に実施、219施設、462名が参加:(児童)
4月5日から5月13日まで、WEB上で動画を公開:(高齢)

※(児童):児童福祉施設等、(高齢):高齢者施設等

ワクチンの追加接種の状況

- 追加接種(3回目接種)の接種率: 41.8%(全国平均 43.9%)
※ 4月6日(水)時点(ワクチン接種記録システム(VRS))

ワクチン接種促進のための取組

- 追加接種の接種率向上を図るため、接種促進に係る広報を実施(4月中に2回、新聞広告を掲載)
- 希望する県民が住所地外の市町でも接種を受けられる「広域接種」について、すべての市町において実施可能
- 県広域集団接種センター(四国電力体育館)での接種について、4月11日までの実施期間中、すべての日で予約なしでの接種が可能
- 小児(5~11歳)への接種についても、すべての市町において接種体制を整備済み

PCR等無料検査の実施について

- ① 定着促進事業を6月末まで延長 原則:3回目接種未了の方が対象・抗原定性検査で実施
※3回目接種済の場合の受検やPCR検査を希望する場合、高齢者等との接触予定がある場合等に限定
- ② 一般検査事業を4月末まで延長 感染不安のある県民の方が対象

※①②いずれも無症状の方が対象



令和4年4月5日
部署名：交流推進部観光振興課
国内セールスグループ
担当者：今瀧、長尾
連絡先：ダイヤル 087-832-3361
087-831-1111 (内線 3584)

「新うどん県泊まってかがわ割」対象者の拡大について

「新うどん県泊まってかがわ割」については、国の補助制度の見直しを受け、令和4年4月8日(金)から、対象者を徳島県・愛媛県・高知県・山口県の在住者に拡大します。

1 助成対象者

香川県、徳島県、愛媛県、高知県、山口県の在住者
(※上記以外の対象県(岡山県・広島県・鳥取県・島根県・兵庫県)は調整が整い次第、お知らせします)

2 予約・利用期間

令和4年4月8日(金)～令和4年4月28日(木) (29日(金)チェックアウト分まで)
* 県内在住者は令和4年3月28日(月)から新規予約の受付を再開しています。

3 利用条件

県内在住者以外の利用条件は、「ワクチン接種証明書(3回目)」又は、「検査証明書(PCR検査・抗原定量検査・抗原定性検査)」における陰性証明の提示です。

- * 検査証明書の有効期限は、PCR検査・抗原定量検査は3日、抗原定性検査は1日です。
- * 県内在住者の利用条件は、従来どおり、「ワクチン接種証明書(2回目)」又は、「検査証明書(PCR検査・抗原定量検査・抗原定性検査)」における陰性証明の提示です。

4 留意事項

- ・ 新型コロナウイルスの感染状況により、事業の一時停止等措置を実施する場合があります。予約申込みやご旅行前には、公式HPで最新の情報をご確認ください。
- ・ ワクチン3回目接種には、感染リスクを引き下げる効果があることから、ご利用の際には、3回目接種をしてからのご利用を推奨します。
- ・ 旅行中においても、「三つの密」の回避、「マスク着用」、「手洗い等の手指衛生」など、基本的な感染防止対策の徹底にご協力ください。

* なお、徳島県、高知県、山口県については、4月8日(金)から相互に助成適用となりますが、香川県民の愛媛県での助成適用については、4月11日(月)からとなります。

【新うどん県泊まってかがわ割事務局】

電話番号：087-823-5011

住所：〒760-0017 高松市番町1丁目6-6 (甲南アセット番町ビル3F)

営業時間 10:00～17:00 (土日祝は休業)

公式HP：<https://www.new-kagawa-wari.com>



【県立学校における部活動について(4月6日~24日)4月1日新型コロナウイルス対策本部会議議題事項】

資料3-2

区 分		実施の可否
ア	自校のみの練習	○
イ	県内の学校との練習試合を含めた交流・合同練習等	○
ウ	県内大会等への参加	○
エ	全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連、高文連等が主催する大会等への参加	
オ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記エを除く）	×
カ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい、県外の卒業生等の練習参加	○

※「部活動実施マニュアル」を遵守し、練習実施報告書や体調管理チェックシートによる管理、感染者が発生した場合のPCR検査などによる感染症対策を徹底することを前提に、平日2時間、休業日3時間以内で、練習を可とする。
練習試合を含めた交流・合同練習等や大会参加等については、校長が実施計画・大会要項等を十分に確認したうえで判断し、決定する。

<4月5日通知による対策の追加>

- ・顧問は、事前に1週間の練習実施計画書を校長に提出し、校長は確認を行うこと。
- ・同一の部活動で3人以上の感染者が判明した場合、当該部活動は、感染者と接触しない日を自校のみの練習及び大会参加については5日間、県内外の他校との交流については7日間確保すること。
- ・部活動において感染が拡大した事例をまとめた資料を参考に、感染症対策の見直しを行うこと。
- ・**手洗いの実施や、ドアノブ・共用部分の消毒**などの対策を記載した「感染症対策チェック表（部活動編）」を参考に、各校の実態に応じた対策を講じること。
- ・新入生に対する感染症対策の指導を徹底すること。

※市町教育委員会にも、県立学校の対応を通知し、市町の実情に応じた対応を図るよう依頼済み。

感染拡大防止

対策期

(1月13日～4月24日)